

表3 教職員の結核被患率の年次統計

区	分	高 等 学 校					大 学												
		24	25	26	27	28	29	30	31	32	24	25	26	27	28	29	30	31	32
総	(A) 実X 学校線 校がた 受結 核被 患率 検査 した 検査 した 検査 した	36,554	45,259	4,816	26,587	35,911	38,981	133,089	152,453	160,473	32,001	20,694	47,094	26,274	26,494	29,982	69,402	72,696	78,095
	(B) A以外で結核と判明した者	731	951	67	564	832	1,061	3,780	4,212	1,079	553	1,963	768	1,024	1,311	2,759	1,794	2,902	2,902
	(C) 結核による休職者	2.00	1.69	1.39	2.12	2.32	2.72	2.72	2.81	2.62	3.37	2.67	4.17	2.93	3.84	4.37	3.98	2.47	3.72
男	(A) 実X 学校線 校がた 受結 核被 患率 検査 した 検査 した	28,755	44,090	3,722	21,527	29,190	31,685	107,988	119,106	126,688	22,396	14,326	41,199	23,961	24,198	27,273	49,171	51,313	55,199
	(B) A以外で結核と判明した者	604	793	56	482	724	959	3,369	3,742	3,837	874	390	1,640	745	972	1,276	2,345	1,488	2,481
	(C) 結核による休職者	2.10	1.80	1.51	2.24	2.48	3.03	3.12	3.14	3.05	3.90	2.72	3.98	3.10	4.02	4.68	4.77	2.90	4.49
女	(A) 実X 学校線 校がた 受結 核被 患率 検査 した 検査 した	-	-	-	324	244	267	666	1,037	891	-	-	-	381	311	333	627	520	444
	(B) A以外で結核と判明した者	-	-	-	562	579	554	1,788	1,455	1,413	-	-	-	206	236	222	370	337	247
	(C) 結核による休職者	-	-	-	1,368	1,481	1,702	5,703	6,234	6,141	-	-	-	1,332	1,347	1,678	3,262	2,345	3,172
全職員	(A) 実X 学校線 校がた 受結 核被 患率 検査 した 検査 した	7,799	12,169	1,094	5,060	6,721	7,296	31,101	33,267	34,785	9,605	6,368	5,895	2,313	2,296	2,709	20,281	21,383	22,896
	(B) A以外で結核と判明した者	127	153	10	82	108	102	411	537	375	205	163	324	23	52	35	414	306	421
	(C) 結核による休職者	1.63	1.26	0.96	1.62	1.60	1.39	1.32	1.61	1.08	2.13	2.56	5.50	0.99	2.26	1.29	2.05	1.43	1.84
全職員	(A) 実X 学校線 校がた 受結 核被 患率 検査 した 検査 した	-	-	-	54	28	39	147	120	126	-	-	-	24	20	21	241	168	136
	(B) A以外で結核と判明した者	-	-	-	114	86	97	294	261	192	-	-	-	13	19	24	190	177	111
	(C) 結核による休職者	-	-	-	250	213	228	807	918	693	-	-	-	60	70	78	815	651	668
全職員	(A) 実X 学校線 校がた 受結 核被 患率 検査 した 検査 した	-	-	-	3.54	2.67	2.75	2.35	2.50	1.79	-	-	-	1.89	2.03	2.29	3.30	2.38	2.33
	(B) A以外で結核と判明した者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(C) 結核による休職者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 昭和29年までは、教職員の被患率で昭和30年以降は教職員(教員以外の職員を含む)の被患率である。
2. 小・中・高等学校における受検人員および結核被患者数は、昭和26年以降標準調査に依つて行っているから調査実数である。ただし昭和30年以降は、全国推定人員で表わした。

○ 学校衛生統計調査規則

昭和27年文部省令第5号
改正昭和28年文部省令第7号
改正昭和29年文部省令第5号
改正昭和30年文部省令第9号

統計法(昭和22年法律第18号)第3条第2項の規定に基づき、学校衛生統計調査規則を次のように定める。

学校衛生統計調査規則(趣旨)

第1条 統計法(昭和22年法律第18号)第2条の規定により指定統計として指定を受けた学校衛生統計(指定統計第15号)を作成するための調査(以下「学校衛生統計調査」という。)の施行に関しては、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 学校衛生統計調査は、学生、生徒、児童、幼児及び職員の発育及び健康の状態並びに身体検査の実施状況及び保健設備について調査し、学校衛生行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

(定義)

第3条 この省令で「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校及び同法第98条に定める従前の規定による学校をいう。

2 この省令で「職員」とは、学校身体検査規程(昭和24年文部省令第7号)第2条に定める学校の職員(但し、事務職員及び技術職員等のうち、非常勤の者を除く)をいう。

(調査の範囲)

第4条 学校衛生統計調査は、毎年、次の各号に掲げる学校の学生等について行う。

- 一 大学、盲学校、ろう学校、養護学校及び従前の規定による学校の学生、生徒、児童、幼児及び職員
- 二 前号に掲げる学校以外の学校については、文部大臣の指定する学校の生徒、児童、幼児及び職員

2 都道府県知事は、前項第2号の指定に関し必要な学校名簿その他の資料を文部大臣が定めるところにより作成し、文部大臣が指定する期日までに文部大臣に提出しなければならない。

(調査方法及び調査事項)

第5条 学校衛生統計調査は、次に掲げる事項の全部又は一部について行う。

- 一 学生、生徒、児童及び幼児
 - 1 身長
 - 2 体重
 - 3 胸囲
 - 4 座高
 - 5 栄養要注意者
 - 6 せき柱異常
 - 7 胸郭異常
 - 8 屈折異常(近視、遠視、乱視)
 - 9 弱視(両眼)
 - 10 色覚異常
 - 11 トラホーム
 - 12 難聴(両耳)
 - 13 中耳炎及び乳様突起炎
 - 14 鼻及びいん頭疾患(鼻の疾患、アデノイド、扁桃せん肥大)

- 15 伝染性皮肤病疾患
- 16 う歯
- 17 結核性疾患(呼吸器系の結核、その他の結核)
- 18 その他の疾病及び異常(精神薄弱、身体虚弱、運動障害)
- 19 ツベルクリン皮内反応成績
- 20 寄生虫卵保有者
- 21 寄生虫病
- 22 心臓の疾患
- 23 要養護者

二 職員

結核性疾患(呼吸器系の結核、その他の結核)

三 身体検査の実施状況及び保健設備

- 1 生徒、児童及び幼児の事由別身体検査不受検者数
- 2 歯牙、眼及び耳鼻いん頭検査についての専門医の実施状況
- 3 X線検査、ツベルクリン皮内反応検査、BCG接種、寄生虫病検査および寄生虫卵保有検査の実施状況
- 4 計測器具の種類及び個数
- 2 前項第一号及び第二号の調査は、学校身体検査規程による学徒身体検査及び職員身体検査の結果に基づいて行う。

(報告又は申告義務)

第6条 学校の長は、前条に掲げる事項について、文部大臣が直接又は都道府県知事を通じて配付する調査票によつて報告し、又は申告しなければならない。

2 前項の調査票は、学校身体検査学校調査票及び学校保健調査票とし、これらの様式は文部大臣が定める。

(報告又は申告の方法)

第7条 前条の申告は、調査票に所定の事項を記入し、記名押印の上、次の各号の区分によりこれを提出することによつて行うものとする。

一 大学及び従前の規定による学校の長は、文部大臣の指定する期日までに学校身体検査学校調査票→部を文部大臣に提出する。

二 前号以外の学校(国立の高等学校及び大学附属の学校を含む)の長は、都道府県知事の指定する期日までに学校保健調査票2部を都道府県知事に提出する。

2 前項第2号の規定による場合において都道府県知事は、必要と認めるときは、文部大臣の承認を得て調査票提出の系統を変更することができる。

(調査票及び集計表の提出)

第8条 都道府県知事は前条第1項第2号の規定により提出された調査票を審査し、文部大臣の定める様式により、都道府県集計表を作成し、調査票のうち1部を保管し、及び他の1部を集計表とともに文部大臣が指定する期日までに文部大臣に提出しなければならない。

(調査結果の公表)

第9条 都道府県知事は、当該都道府県についての学校衛生統計調査結果を文部大臣の公表以前に公表することができる。但し、この場合においては、文部大臣の公表が確定数であることを附記しなければならない。